



2026年3月24日

各 位

会社名 アミタホールディングス株式会社
代表者 代表取締役会長 兼 CVO 熊野英介
(コード番号：2195 東証グロース)
問合せ先責任者 代表取締役社長 兼 CI00 末次貴英
T E L (075) 277-0378 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日の定時取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年3月26日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社グループを取り巻く事業環境は、循環型社会への移行、自然資本・人間関係資本を重視した経営への転換など、中長期的視点に立った戦略形成と継続的な実行がより一層重要となっております。特に、アミタホールディングスの取締役は、グループ全体の経営方針および中長期戦略の策定・遂行を担う立場にあり、単年度での評価にとどまらず、一定期間を通じた戦略の一貫性と実行責任を確保する必要があると判断いたしました。

また、当社ではすでに、年齢による一律の制限に替えて、役員規程および役員選任・解任基準に基づき、心身の健康状態や柔軟な思考力を含む適格性を継続的に確認する仕組みを整備しております。このようなガバナンス体制のもとでは、任期を2年とすることで取締役の責任が希薄化するのではなく、むしろ中長期視点に立った責任ある意思決定と、継続的な経営監督が可能になるものと考えております。

以上の理由から、取締役の任期を2年に変更することが、当社グループの持続的な企業価値向上に資するものと判断し、本議案を提出するものであります。

2. 変更の内容

当社定款第23条に定める取締役の任期について、現行の「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」を、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」に変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条乃至第22条 (条文省略)	第1条乃至第22条 (現行どおり)
(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第24条乃至第50条 (条文省略)	第24条乃至第50条 (現行どおり)

3. 日程

効力発生日：2026年3月26日（木曜日）

4. 適時開示の遅延理由

定款変更の決議に関しましては、本来当該決議を行った時点で、ただちに適時開示すべきところ、確認が不十分だったため、本日開示するに至りました。今後は、開示事項が発生した場合には、迅速に内容を精査・確認し、適切なタイミングでの情報開示を行ってまいります。今般は、適時開示遅延となりましたことをお詫び申し上げます。

以上